

# 子育て応援ナビ

## ワクワク・ドキドキ！中央公民館をあそぼう



中央公民館 ☎228-2618 📠229-5150

みんなで作って、体験して、公民館を遊び尽くすこども向けのイベントです。各種コーナーのほか、化石の発掘やアートバルーンのプレゼント、マジックショー、防災クイズのスタンプラリー、おはなし会など、楽しいイベント盛りだくさん。申し込み方法など、詳しくは市ウェブサイトをご覧ください。

**とき** 7月12日(日)10時～15時  
**ところ** 中央公民館  
**対象** 市内に在住・在学の小学生以下(未就学児は保護者同伴)  
**締め切り** 6月22日(月)必着  
 ※中学生のボランティアも合わせて募集します

コーナー名	時間	定員(抽選)	費用
① 子ども茶道体験	10時～、11時～、13時～	各10人	300円/人
② 手作り和菓子を楽しもう	10時～、13時～	各12人	500円/人
③ ポップアップカードづくり	10時～、13時～	各8人	無料
④ 歯医者さんのお仕事体験	10時～、11時～、13時～、14時～		
⑤ マジック体験	10時45分～、13時45分～	各20人	
⑥ ミニ絵本づくり	13時30分～	6人	
⑦ しらべてみよう おくちの中のこと	10時～、13時～	自由参加 (申し込み不要)	
⑧ プラネタリウムをあそぼう			
⑨ パソコンで遊ぼう			
⑩ ビー玉のおもちゃで遊ぼう			
⑪ おもちゃを作ろう			
⑫ 絵本の読み聞かせや小物づくり			
⑬ 化石を学ぼう!			
⑭ 防災クイズ			
⑮ おはなし会	12時～		

## 子育てに関する相談はこども家庭センターへ



こども家庭センター ☎229-3120 📠229-3451

こども家庭センターは、こども家庭相談・こどもの居場所づくり・発達支援に関する業務を担い、妊産婦や子育て世帯、こどもに対する包括的な相談支援を行っています。

また、市内10カ所の保健センターと5カ所の子育て支援センターに「こども子育て支援拠点」を設置しています。こども子育て支援拠点では、保健師や保育士が妊娠期から子育て期の不安や悩みを聞き、地域の専門機関と連携し、一人一人に合った情報やサービスなどを提案します。子育て世代の身近な相談窓口としてご利用ください。詳しくは市ウェブサイトをご覧ください。

### ■こども家庭相談

保健師や子ども家庭支援員等が、妊産婦やこども、子育て世帯、女性に関する相談のほか、虐待や貧困、ヤングケアラーなど困難を抱えたこどもに関する相談・情報をお受けします。

**問い合わせ** こども家庭相談専用ダイヤル(☎229-7830)

### ■こどもの居場所づくり

子育て支援センターや児童館、子育て広場、こども食堂などを通じ、こどもの居場所づくりを進めています。

### ■発達支援

保健師や保育士、教員等がこどもの発達についての不安や心配事の相談をお受けします。

**問い合わせ** 発達支援担当(☎229-3374)



## 親子洞津谷川塾 津が生んだ国学者を学ぶ



生涯学習課 ☎229-3251 📠229-3257

津が生んだ国学者 谷川土清について親子で学んでみませんか。

**とき** 7月18日(土)9時30分～12時

**ところ** 新町会館ほか

**内容** 谷川土清についての紙芝居、旧宅など史跡の見学

**対象** 小学4～6年生と保護者

**定員** 抽選15組

**申し込み** 二次元コードから、または電話で生涯学習課へ

**締め切り** 6月26日(金)



## 産後ケア事業



健康づくり課 ☎229-3310 📠229-3346

産後の生活や育児で困った時などに、医療機関や助産所の助産師等による心身や授乳のケア、育児の方法などのサポートを受けることができます。利用種類は宿泊型、通所型、訪問型があります。利用には事前に面談等が必要です。詳しくは市ウェブサイトをご覧ください。

**対象** 津市に住民登録のある、出産後1年未満の産婦と生まれたこども

**利用回数** 出産1回につき最大7日まで

**ところ** 県内協力医療機関(産婦人科)、助産所

**費用** 利用方法により異なる(生活保護世帯や非課税世帯の人は免除があります)

## 妊婦・親と子の教室



健康づくり課 ☎229-3310 📠229-3346

離乳食の始め方や進め方、調理のポイントを学び、調理体験ができる教室を開催します。申し込み方法など、詳しくは市ウェブサイトをご覧ください。

教室名	とき	ところ	対象	定員
離乳食教室(初期)	7月13日(月)14時～15時	芸濃保健センター	離乳食開始頃の乳児の保護者	20人程度 ※初めての入優先

**申し込み** 6月15日(月)より、二次元コードから



**児童手当受給者の変更・現況届の提出**

児童手当は、高校生年代までの子を養育する保護者に手当てを支給する制度です。受給には市への申請が必要です。ただし、公務員は職場で申請してください。

**受給者の変更** 原則、父母のうち所得が高い方が受給者となります。所得に変動があり受給者が変わる場合は届け出が必要で、該当する人には必要です。該当する人には必要です。該当する人には必要です。

**現況届の提出** 保護者が22歳年度末までの子(学生以外の生計費を負担しており、その子を含めて、養育する児童が3人以上いる場合は、現況届の提出が必要で、該当する人には必要です。該当する人には必要です。該当する人には必要です。

内を送付しますので、期日までに提出してください。

児童政策課 ☎229-3155 📠229-3451

